

# 税金のキャッシュレス決済が利用できます

## ■キャッシュレス決済が利用できる税金

市・県民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税  
※いずれも納期限内に限ります。  
※納付額が30万円を超える納付書はお受けできません。

## ■利用可能なキャッシュレス決済の種類

**クレジットカード** VISA、Mastercard

**電子マネー** nanaco、WAON、楽天Edy、Suica、PASMOなどの交通系電子マネー  
※電子マネーのチャージは不可。

**問合せ** 会計課 ☎ 0480 (92) 1111 内線 111

## 中小企業・小規模事業者のかたへ

# 令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る 事業所等賃料補助金

新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受けた事業者に対し、その経済的負担を軽減し事業継続の支援を図るため事業所などの賃料を予算の範囲内において補助します。

### 1 対象者

次の①～⑤を全て満たしていること

- ①申請日時点で事業を継続していること
- ②中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条に規定する中小企業者であること
- ③市内に事業所などを賃借していること  
※土地（資材置場、駐車場など）や倉庫、土地のみを賃借し、自己所有の建物で事業を行っている場合は対象外
- ④新型コロナウイルス感染症の影響により、**令和4年1月から同年3月までの任意の月の売上高が、令和3年または令和2年の同月に比して5%、若しくは平成31年の同月に比して15%以上減少していること**
- ⑤市税などを滞納していないこと

### 2 対象とならない契約

- ①転貸を目的とした契約
- ②賃貸借契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の契約
- ③賃貸借契約の賃貸人と賃借人が配偶者または一親等以内の契約

### 3 補助対象経費

事業所などの1か月分の賃料（消費税含む）

※住居として利用している部分がある場合は、事業所面積と住居面積を按分して補助額を算出します（面積などが分かる図面の提出をお願いします。）。

### 4 補助率・上限額

補助率 10/10 ※上限額 10万円 予算に達し次第終了

### 5 申請受付期間

8月31日（水）まで（先着順）

### よくある質問

- Q 市外に本社があり、市内に賃借している事業所がある場合は対象となりますか。  
A 市内の事業所が対象となります。
- Q 市内に複数の店舗・事業所を賃借している場合は全て対象となりますか。  
A 対象となります（申請の際は店舗・事業所ごとに書類が必要です。申請書の提出は、同時にお願いします。補助金の上限額は20万円です。）。
- Q 創業期間が短く、前年と売上高の比較ができない場合は対象となりますか。  
A 対象となりません。

**問合せ**

商工観光課 新型コロナウイルス緊急経済支援室  
☎ 0480 (92) 1111 内線 292・294

